

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の5第1項の規定により、以下のとおり建設業の許可を取り消しましたのでお知らせします。

令和2年8月

1 許可取消しの原因

廃業届の提出があり、建設業法第29条第1項第4号に該当するため。

※違法行為等による取消処分ではありません。

2 廃業業者一覧

	許可番号	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消処分に係る建設業の種類	許可の取消処分期年月日
全部廃業						
1	島根県知事許可 (般 29) 第8092号	マルセイ工業	石倉 清	出雲市里方町974	許可を受ける全ての建設業	令和2年8月14日
2	島根県知事許可 (般 28) 第7940号	(有)八頭工業	山根 年明	出雲市浜町1142	許可を受ける全ての建設業	令和2年8月20日
3	島根県知事許可 (般 27) 第5951号	(有)井上工業	井上 伸一	松江市八雲町東岩坂217-10	許可を受ける全ての建設業	令和2年8月21日
4	島根県知事許可 (般 29) 第890号	湖南土建(株)	杉谷 悦子	松江市玉湯町湯町113-7	許可を受ける全ての建設業	令和2年8月21日
5	島根県知事許可 (般 27) 第1818号	永原建設工業	永原 美明	松江市上乃木7-10-8	許可を受ける全ての建設業	令和2年8月21日
一部廃業						
1	島根県知事許可 (般 27) 第4766号	(有)大一建設	麻尾 繁利	大田市川合町吉永410-1	管、鋼、塗	令和2年8月4日
2	島根県知事許可 (般 27) 第7444号	(有)生越工務店	生越 厚男	大田市長久町長久ハ23-1	と	令和2年8月11日
3	島根県知事許可 (般 30) 第8090号	(有)第一ホーム三隅	佐々木 純一	浜田市三隅町向野田3042	大、屋、タ、内	令和2年8月27日
4	島根県知事許可 (般 27) 第2945号	(有)八幡原工作所	石崎 均	出雲市佐田町八幡原780-6	大	令和2年8月31日

※ 上記略字の工事業名は以下のとおり

「土」土木工事業、「建」建築工事業、「大」大工工事業、「左」左官工事業、「と」とび・土工事業、「石」石工事業、「屋」屋根工事業、「電」電気工事業、「管」管工事業、「タ」タイル・れんが・ブロック工事業、「鋼」鋼構造物工事業、「筋」鉄筋工事業、「舗」舗装工事業、「しゅ」しゅんせつ工事業、「板」板金工事業、「ガ」ガラス工事業、「塗」塗装工事業、「防」防水工事業、「内」内装仕上工事業、「機」機械器具設置工事業、「絶」熱絶縁工事業、「通」電気通信工事業、「園」造園工事業、「井」さく井工事業、「具」建具工事業、「水」水道施設工事業、「消」消防施設工事業、「清」清掃施設工事業、「解」解体工事業